

職場の健康保険に加入された方へ

◆ 職場の保険証がお手元に届きましたら、14日以内に手続きをお願いします

国民健康保険（国保）と職場の健康保険（社会保険）に二重に加入することはできません。

（国民健康保険法第5・6条）

しかし、社会保険に加入しても自動的に国保の資格が喪失されないため、国保喪失の手続きが必要です。保険料を重複して払わないためにも早急に手続きを行ってください。

◆ 国保料が還付となる場合は、原則世帯主の口座へ振り込みます（手続きの翌月以降）

世帯主の口座がわからない場合は、後日おたずねすることがあります。

ただし、世帯員の加入状況や納付状況・異動のタイミングによっては必ずしも還付とは限りません。請求が残ることもあります（必要な金額に達していないとき）。

窓口で手続きする場合	郵送で手続きする場合
〈持ってくるもの〉 ① 社会保険証（原本またはコピー） ② お手元の波佐見町国民健康保険証（原本） ③ マイナンバーが確認できる書類 【個人番号カード、個人番号付き住民票、通知カード（氏名・住所に変更がない場合）】 ④ 世帯主のマイナンバー確認書類	〈封筒にいれるもの〉 ① 社会保険証のコピー ② お手元の波佐見町国民健康保険証（原本） ③ マイナンバーが確認できる書類のコピー 【個人番号カード、個人番号付き住民票、通知カード（氏名・住所に変更がない場合）】 ④ 世帯主のマイナンバー確認書類のコピー ⑤ 記載済みの住民異動届（この用紙の裏面。①②③④を記入してください。）
〈窓口 および 送付先〉 〒859-3791 波佐見町宿郷 660 番地 波佐見町役場 国保年金班	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ☎ 0956-85-2483 Fax 0956-85-2337 </div> （平日）8：30～17：15	

！ 注意 ！

同じ世帯の国保だった方で、社会保険の被扶養者となった方がいる場合	対象者全員の ①② が必要です
②の保険証を紛失した場合	後日、見つけたらハサミで切るなどして処分していただければ十分です。